

組合員資格喪失時の長期給付(年金)関係の手続き

(別表)

	老齢厚生年金受給権	対象者	退職時の手続き	提出書類	退職(喪失)時期	提出書類の取得方法	留意点
1	なし	正規職員	待機者登録	退職届書	年度末 ・ 年度途中	所属所から公立学校共済組合鹿児島支部(年金給付係)へ「若年退職事前報告書」を提出し、「退職届書(ターンアラウンド用)」を取り寄せる。 ◆年度末定年退職者については(注1)参照。	(注1) ・ (注2) ・ (注3)
2	なし	臨時的任用職員等 ※	待機者登録	退職届書	年度末 ・ 年度途中	公立学校共済組合鹿児島支部ホームページから「退職届書(臨時的等用)」をダウンロードする。	(注2) ・ (注3)
3	なし	再任用フルタイム者	待機者登録	退職届書	年度途中	公立学校共済組合鹿児島支部(年金給付係)に電話連絡等の上、「退職届書(ターンアラウンド用)」を取り寄せる。 ◆年度末での再任用フルタイム終了者については(注1)参照。	(注1) ・ (注3)
4	あり (65歳定年者等)	正規職員	退職改定	老齢厚生年金改定請求書	年度途中	公立学校共済組合鹿児島支部(年金給付係)に電話連絡等の上、「老齢厚生年金改定請求書」等を取り寄せる。 ◆年度末定年退職者については(注1)参照。	(注1) ・ (注2) ・ (注3)
5	あり	再任用フルタイム者	退職改定	老齢厚生年金改定請求書	年度途中	公立学校共済組合鹿児島支部(年金給付係)に電話連絡等の上、「老齢厚生年金改定請求書」等を取り寄せる。 ◆年度末での再任用フルタイム終了者については(注1)参照。	(注1) ・ (注3)
6	あり	臨時的任用職員等 ※	退職改定	老齢厚生年金改定請求書	年度末 ・ 年度途中	公立学校共済組合鹿児島支部(年金給付係)に電話連絡等の上、「老齢厚生年金改定請求書」等を取り寄せる。	(注2) ・ (注3)

※ ここでの臨時的任用職員等とは、「臨時的任用職員(任期付職員含む。)」及び「組合員資格を有する会計年度任用職員」を指します。

(注1)年度末の定年退職者及び再任用フルタイムの終了に伴う退職改定または待機者登録の手続きについては、例年、2月頃、対象の組合員あて通知します。

(注2)任用が1日ないし数日の間を空けて再度行われる場合において、事実上の任用関係が中断することなく存続すると任命権者が判断する場合には、組合員資格が引き続くこととなるので、その時点における手続きは不要です。(組合員資格を喪失する際に、対象者の老齢の年金受給権に応じて、待機者登録または退職改定の手続きを行う必要があります。)

(注3)退職日から1日も空けずに他の公務員共済組合に加入する場合は、転出となります。

☆提出にあたっては、原則として退職の事実発生後に、組合員異動報告書〔整理番号3〕・組合員証等と併せて提出してください。(臨時的任用職員等の待機者登録の手続きの場合は、所属所保管の履歴書の写し(※要、所属所長の原本証明)も添付が必要です。)

☆提出書類については、退職届書や老齢厚生年金改定請求書以外にも審査や本人の年金受給状況等により必要に応じた書類の提出を求める場合があります。その場合は、審査等の過程で個別に連絡します。

〈参考〉特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢(公務員共済の厚生年金)	
昭和28年4月1日以前	60歳
昭和28年4月2日～昭和30年4月1日生まれ	61歳
昭和30年4月2日～昭和32年4月1日生まれ	62歳
昭和32年4月2日～昭和34年4月1日生まれ	63歳
昭和34年4月2日～昭和36年4月1日生まれ	64歳
昭和36年4月2日以降	65歳

※本来支給の老齢厚生年金は65歳から

※特別支給の老齢厚生年金の支給はなし